

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

① 女性職員の採用割合(令和6年度)

男	女	合計	女性割合
31人	14人	45人	31.1%

② 採用試験の受験者の女性割合(令和6年度)

	男	女	合計	女性割合
一般事務・技術職	116人	87人	203人	42.9%
保育士	0人	15人	15人	100.0%
消防士	133人	4人	137人	2.9%
全体	249人	106人	355人	29.9%

③ 各役職段階の職員数及び女性割合(令和7年4月1日)

	男	女	合計	女性割合
部長級	13人		13人	0.0%
次長級	14人	4人	18人	22.2%
副参事級	1人	1人	2人	50.0%
課長級	63人	10人	73人	13.7%
主幹級	67人	24人	91人	26.4%
副主幹級	158人	24人	182人	13.2%
主査級	114人	133人	247人	53.8%
主任級	284人	224人	508人	44.1%
主事級	157人	91人	248人	36.7%
技労職	20人	71人	91人	78.0%
全体	891人	582人	1473人	39.5%

④ 勤続勤務年数の男女差(令和7年4月1日)

男	女	全体
15.7年	14.9年	15.4年

⑤ 約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合

	平成26年度採用者	令和7年4月1日在籍者	継続割合
男	29人	25人	86.2%
女	22人	18人	81.8%
合計	51人	43人	84.3%

⑥ 男女別の育児休業の取得率(令和6年度)

	男	女	合計
育休対象者数	37人	24人	61人
育休取得者	26人	24人	50人
取得率	70.3%	100.0%	82.0%

⑦ 男性の配偶者出産休暇等取得率(令和6年度)

対象者	33人
取得者	29人
取得率	87.9%
平均日数	6.1日

※配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を取得した職員の数(率)

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（案）

特定事業主名：上尾市（市長部局、上下水道部、消防、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員(※)	87.2 %
(※) 職員の内訳ごとの際は下記のとおりです。	
(再任用職員)	92.1 %
(会計年度任用職員)	109.6 %
全職員	68.6 %

※任期付任用職員等については、一時的な任用であることや対象となる人数が著しく少数のため本算定には含めていません。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.9 %
本庁課長相当職	97.7 %
本庁課長補佐相当職	91.2 %
本庁係長相当職	95.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.7 %
31～35年	94.8 %
26～30年	86.4 %
21～25年	87.4 %
16～20年	88.5 %
11～15年	90.6 %
6～10年	91.1 %
1～5年	87.8 %

【説明欄】

1. 全職員に係る情報に関する補足

- ・任期の定めのない常勤職員については、世帯主の多くが男性であることによる扶養手当、住居手当の受給や、女性の育児のための部分休業休業の取得等により、男性の給与水準が女性と比べて高い傾向にある。
- ・地方公務員の給与については職務に応じて給料表に基づき決定されるため、任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち会計年度任用職員は補助的業務を行うことを主とすることから、他の常勤職員や再任用職員等と比べて給与水準が低い傾向にある。また、会計年度任用職員の男女比については、男性7%に対して女性が93%の比率である。したがって、他の区分の職員と合算して算出すると会計年度任用職員の女性比率が非常に高いため男女の給与の差異が大きく算出される。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。